

みやざきの農村振興プロセス優良事例集

【第1版】

～ 農業農村整備事業を通じた地域活性化 ～

やなぎのこえ
④ 柳の越地区(諸塚村)
 中山間地域における高冷地気候を生かした施設野菜の産地形成



ななおれ
③ 七折地区(日之影町)
 山腹水路(世界農業遺産)の継承による農村集落機能の強化



おきみず
① 沖水地区(都城市)
 基盤整備と集落営農による地域農業の発展



すみよし
② 住吉地区(宮崎市)
 高収益作物等の拡大と農業法人の新規参入を促進



平成28年11月

1 基盤整備と集落営農による地域農業の発展

おきみす
【沖水地区（都城市）】

- 古くからの共同の心を土台に、大区画化と集約化を進めながら複数の法人設立
- 経営規模の拡大とブロックローテーション等で安定的な経営を実現
- 女性の「技」を生かした加工品の製造販売等、農業への参加意欲や所得の向上を実現

取組前

未整備のほ場

- 不整形で狭小なほ場（10a区画）
- 未整備の用排水路や農道



未整備の水路や農道(中川原)



狭小なほ場(浮堀)

集落営農の限界

- 沖水地区の3集落で受託作業を中心とする任意組織が活動
- 任意組織では農地の集積、生産販売できない等の課題が発生

取組内容

幹線用排水整備

県営かんがい排水事業等（S54～H8）
県営排水対策特別事業（S55～60）

区画整理、用排水路、農道整備

県営経営体育成基盤整備事業等（S55～H27）
公団営農用地総合整備事業（H8～15）

取組後

生産性の向上

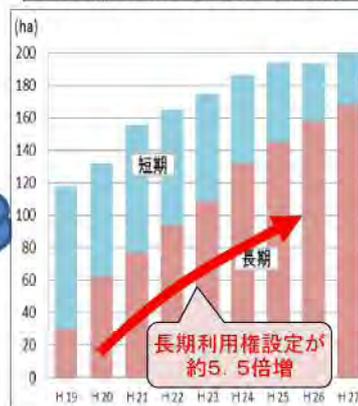
- 規模拡大が進み、安定的な経営へ
- 利用権の長期契約化が進み、農地の集約や畦畔除去による大区画化も促進

農事組合法人の設立

- 夢ファームたろぼう（H16設立）
（組合員数225名 利用権設定面積94.6ha）
- きらり農場高木（H18設立）
（組合員数343名 利用権設定面積199.8ha）
- きっとかな田（H19設立）
（組合員数377名 利用権設定面積125.0ha）

沖水地区の農地の約6割を3法人で担う

きらり農場高木の利用権設定状況

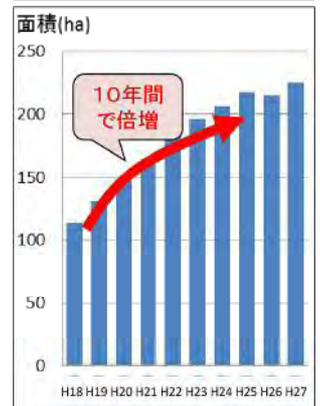


長期利用権設定が約5.5倍増

短期と長期：利用権設定期間が短期は1年、長期は10年

3法人とも各種農業賞を受賞！

きらり農場高木の耕作面積(ha)



10年間で倍増

出典：総会資料より

6次産業化の取り組み

- 郷土料理等の加工販売を開始



耕畜連携

- 稲ワラの供給や堆肥化で地域内の耕畜連携に取り組み、環境対策や土づくり・畜産業との連携体制を確立



堆肥化施設(下川原)

きっかけ

集落のみんなで農地を守り有効活用しようとする機運が向上

大正時代の開田地帯で、古くから「地域の農業・農地は地域全体で守る」という共同の心が浸透していました。



整備後(浮堀)

Step 1 (S54~H4)

基盤整備の実施<高木原>

- 用水源を変更してパイプライン化し、安定した用水を確保
- 区画整理による大区画化と農道や用排水路の整備

農事組合法人夢ファームたるぼう



大豆の収穫状況(きつとかな田)

Step 2 (S62~)

集落営農の組織化

- 農事振興会内に受託作業を中心とした組合を設立
- 節水対策から徹底された水稻のブロックローテーションを昭和の時代から実践(調整に多大な労力を費やした)

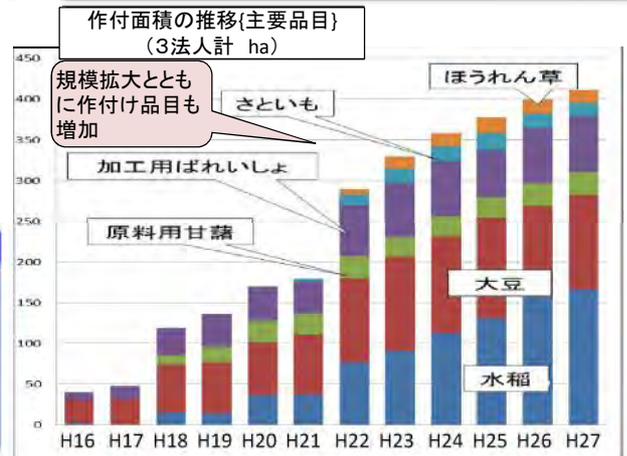
◆ 誰がどのように・・・?

これまで地域をまとめてきた農事振興会が母体となったことで、地域の信頼を得やすく、様々な意見に対し丁寧に粘り強く説明を実施しました。

Step 3 (H4~H27)

基盤整備の拡大<下川原→中川原→浮堀>

- 高木原地区のほ場整備が進行して基盤整備の意識が向上
- 先に完了した地区の成果を契機に、1集落1農場を目指して次の整備地区に着手
- 農道、排水路、堆肥化施設等様々な事業を導入



Step 4 (H16~H19)

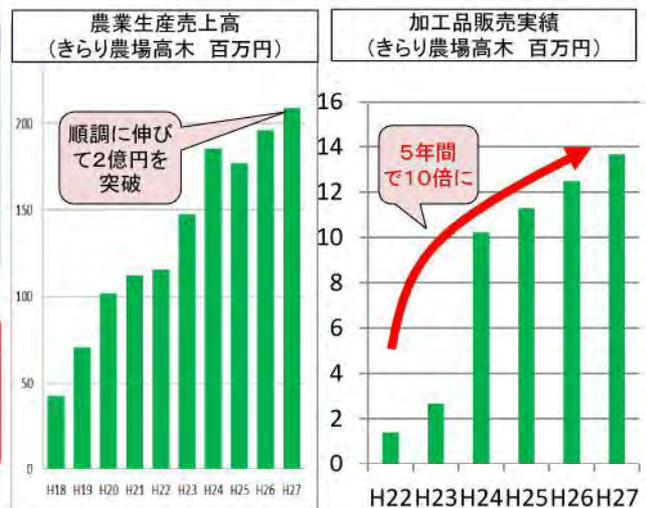
農事組合法人の設立

- 制度上、農地を預かれない、農産物の販売ができないなど任意組合の限界を体感
- 「夢ファームたるぼう」を皮切りに、地域内に3法人が次々と設立

Step 5 (H18~)

6次産業化の取組・新品目の導入

- 女性が中心の生活部(きらり農場高木)を設置し、地元の郷土料理「がね」など農産物加工販売に着手
- H24年からJAの直売所を活用して売り上げを伸ばす
- 周年雇用体制の確立と安定経営のため、加工用ほうれん草や焼酎用加工用米、施設園芸(ミニトマト)の新品目を導入



Step 6 (H27~)

区画拡大等の整備導入

- 更なる農作業効率の向上や水田の汎用化を図るため、区画拡大や暗渠排水等の整備を実施

今後の展望

将来に向けて

- ☑ 更なる集約化と円滑なブロックローテーションを促進するため、残る未整備の農地の基盤整備を推進
- ☑ 施設園芸を拡大して安定的周年雇用や就業条件を整備し、若手人材の育成確保を推進
- ☑ 若い世代をサブリーダーとして登用し、将来の法人リーダーを育成

2 高収益作物等の拡大と農業法人の新規参入を促進

すみよし
【住吉地区（宮崎市）】

- 畑かん営農の導入による作物の生産性及び品質の向上、高収益作物等の拡大
- 幹線排水路の整備による湛水被害を解消
- 農業法人や新規就農者などの新規参入を促進

地下水の水位低下と幹線排水路の断面不足

【畑地かんがい】

- ハウス園芸が盛んな地域であり、水源である井戸の老朽化等により維持管理に係る労力及び費用が増大
- 一部地域において地下水位の低下や水質悪化があり、農業用水の確保に苦慮
- 露地野菜の農地には、かんがい施設が未整備であり、干ばつ被害が度々発生

【幹線排水路】

- 土水路の断面不足による湛水被害の発生



ハウス水源



干ばつ被害(さといも)



幹線排水路



湛水被害状況(農地)

取組前

取組内容

新規水源確保、パイプライン化
幹線排水路整備

国営かんがい排水事業（S53～H16）
県営畑地帯総合整備事業（H17～）

+

農業法人等の新規参入、6次産業化の促進

関係機関が連携した取組（H17～）

畑地かんがい施設の整備により、計画的な水利用が可能に

【主要作物】

〔ハウス〕ピーマン、きゅうり、ミニトマト
〔露地〕たばこ、かんしょ、飼料

【高収益作物、加工・業務用野菜の拡大】

〔ハウス〕しょうが、佐土原なす、日向夏
マンゴー、パパイヤ、ライチ
〔露地〕原料用かんしょ、にんじん、
だいこん、オクラ

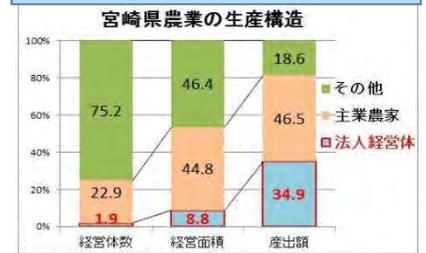
【新規参入】

農業法人数

H17：3法人

H28：5法人

本県では1.9%の農業法人が農業産出額の34.9%を生み出しています。



※出展：2015年農林業センサス（農林水産省）から算出

取組後



※農業産出額=(作付面積)×(反収)×(販売単価)
※作付面積は、作付調査データ(県中部農林振興局調べ)
※反収及び販売単価は、県平均データ(県農産園芸課調べ)

- 県外からの誘致が実現

→かぶちゃんファーム株式会社（長野県）
ライチ A=40a、パパイヤ A=30a

整備されたビニールハウス



ライチ



きっかけ

維持管理の労力・費用が増大
用水不足
農地等の湛水被害

取水施設等の維持管理コストの増大や地下水位低下による用水不足、また、排水路の断面不足による湛水被害などに苦慮していました。

Step 1 (S53~)

ダム及び幹線水路整備の実施

- 広沢ダムの整備（新規水源確保）
- ファームポンドやパイプラインの整備



◆ 誰がどのように・・・？

地元農家の代表者により構成される施行委員会を設立し、県営事業実施に関する要望事項の集約等の地元調整を行いながら、推進を図ってきました。

Step 2 (H17~)

基盤整備の実施

- 住吉地区畑地帯総合整備事業施行委員会の設立
→ 事業の進捗に係る地元調整
- 畑地かんがい施設や排水路等の生産基盤整備を実施
→ 用水の安定供給と維持管理費の軽減
→ 施設園芸の散水労力を大幅に軽減
→ 農地等の湛水被害の解消

給水栓



地元農家からは、「維持管理も楽になり、散水に必要な水圧も十分確保されているので助かっている。」などの喜びの声も聞かれます。

畑かん用水を利用した計画的な営農が可能となり、さらなる高収益作物の拡大が期待されます。

Step 3 (H17~)

管理体制の充実と多面的機能の発揮

- 国営造成施設管理体制整備促進事業（管理体制整備型）による管理体制の充実
→ 消防局との防災協定締結等により、地域住民と一体となった管理体制の構築と農業用施設の多面的機能効果の発現



マンゴー



ライチ



佐土原なす



かんしょ(散水施設設置)

※ マンゴー・ライチの写真はイメージです。

Step 4 (H17~)

経営規模の拡大や農家等の新規参入を促進

- 地区内の農業法人が経営規模を拡大
- 新規就農や法人の就業を促進

◆ 農業法人等の新規参入を促進する取組

地元農業委員が候補地を選定するなど、関係機関が一体となって新規参入に関する取組を行いました。その結果、県外企業の誘致なども実現しています。

Step 5 (H23~)

6次産業化の推進と地産地消の実践

- 農業法人による地元農家との契約栽培と安全安心な地元農作物による加工販売を実現

今後の展望

将来に向けて

- ☑ 定時・定量・定品質の出荷を可能とする畑かん営農による契約栽培の促進
- ☑ 好条件な生産基盤を活かした農家の経営規模拡大と新規参入の促進

③ 山腹水路（世界農業遺産）の継承による農村集落機能の強化

ななおれ
【七折地区（日之影町）】

- 農業用水を利用した小水力発電による、水路維持費の農家負担金軽減
- 農業用水路の整備による、農業用水の安定供給と維持管理の軽減
- 中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用した、水路等の保安全管理活動
- 世界農業遺産の認定を契機とした、山腹水路等の継承とこれを活用した農村地域の発展

取組前

水路の老朽化と維持管理の増大

- 通水開始から87年が経過しており、老朽化による漏水等が頻繁に発生
- 素掘りの隧道は落盤も多く、水路勾配もほぼレベルに近いため、すぐに土砂が堆積



- 豪雨時には農地や人家等への土砂災害が懸念

小水力発電の効果

- 昭和57年開始
- 年間約1億4千万円の売電収入で受益農家の負担金を軽減



営農の状況

- 水稲と畜産を中心に、ホオズキやランキュラス等も導入



取組内容

用水路の整備

県営かんがい排水事業等（S45～H24）
県営農村地域防災減災事業（H25～）

水路等の保安全管理の取組

中山間地域等直接支払制度（H12～）
多面的機能支払制度（H27～）

取組後

農業水利施設の整備と地域資源としての保安全管理体制強化

◆日之影土地改良区

【営農規模】101ha 【水路延長】34km 【組合員数】292名
【作 目】水稲、きゅうり、トマト、ホオズキ、ランキュラスなど

【維持管理費の軽減】

- 水路トンネルの整備 → 落盤等による土砂堆積が減少
- 施設の維持管理活動 → 多面的機能支払交付金等により、定期的に保安全管理活動を実施



改修された水路トンネル

【世界農業遺産の認定と継承】

- 歴史ある山腹水路や棚田などの資源と伝統的な農法・文化を地域住民が保全・継承してきたことが評価される
→ 高千穂郷・椎葉山地域が「世界農業遺産」に認定
- 認定を契機とした地域のさらなる発展
→ 継続的な地域資源の保安全管理体制の構築



山腹水路の維持管理状況

きっかけ

農業用水路の老朽化により、漏水や豪雨時の災害が発生

大正9年に着工した水路建設工事は、岩や断崖絶壁の多い地形であったため、請負業者が工事を放棄する事態も発生するほどの難工事でした。

Step 1 (S4~)

七折用水路の通水開始

- 通水開始（昭和4年）→ 農業用水の確保
- 等高線沿いに勾配のほとんどない延長3.4kmにも及ぶ用水路が整備され、貴重な水を利用して水田による稲作が開始



Step 2 (S54~)

小水力発電の開始

- 用水路と日之影川の落差209mを利用して発電を開始
- 最大発電量は2,300kwで、町の電力を賅える規模

◆ 発電により農家負担軽減

七折用水路は農業と発電に利用されており、売電収入のおかげで、この用水を管理する日之影土地改良区組合員の負担金は大きく軽減されています。



Step 3 (H12~)

水路等の保安全管理の取組

- 「中山間地域等直接支払制度」(H12~)
- 「多面的機能支払制度」(H27~)
- 地域資源の保安全管理を目的に農業用水路の土砂上げや草刈り等の保安全管理活動を実施



Step 4 (H25~)

農業用水路（水路トンネル等）の整備

- 昭和45年から改修事業に着手し、平成25年度からは農村地域防災減災事業において素掘りの水路トンネルを改修
- 落石や土砂の堆積は、毎年の通水に支障を来していることから、改修により維持管理労力が大きく軽減
- 下流域の農地や家屋等への災害の未然防止にも大きく貢献

◆ 誰がどのように・・・？

先人が築いた山腹水路は、山に降った雨水を受け止めて集落を災害から守る機能なども有していることから、14の集落で水路周辺の保安全管理活動が実施されています。

Step 5 (H27)

世界農業遺産に認定

- 歴史ある山腹水路や棚田などの資源と伝統的な農法・神楽などの文化の継承が、平成27年12月に国連食糧農業機関（FAO）から世界農業遺産に認定
- 「高千穂郷・椎葉山地域」



◆ 町が農業法人設立

平成28年10月に農業法人「(株)ひのかげアグリファーム」(社長・日之影町長)を設立、平成29年度から本格的な事業を展開

農作業受託、農地預かりなどの事業を実施

→ 高齢化が進む中、町を挙げて町の農業、地域資源を守る体制を整備

今後の展望

将来に向けて

- ☑ 世界農業遺産の認定を契機とした地域資源の保安全管理体制強化による次世代への継承と農村地域の発展
- ☑ 農業用水の活用による地域特性を生かした収益性の高い地域営農の推進

4 中山間地域における高冷地気候を生かした施設野菜の産地形成

やなぎのこえ
【柳の越地区（諸塚村）】

- 高冷地気候を生かした施設園芸の樹立に向け、生産基盤の整備を実施
- 移住や子育てに関する充実したサポートにより、Uターン者の定住化を促進
- 高冷地気候を生かした施設野菜等の栽培により、他産地との差別化を実施

狭小で条件不利な生産基盤

取組前

- 村全体の92%を山林が占める急峻な地形であり、農地がわずか1%に満たない地域
- 新規就農者等の農地を確保することが困難
- 農地も山腹にあり強風による被害が発生



農用地造成、用排水路・農道の整備、防風ネットの整備

県営中山間地域総合整備事業（H18～19）



耐候性ハウスの設置

元気な地域づくり交付金（H19）

集出荷施設等の設置、共同利用機械の導入

元気みやざき園芸産地確立事業（H19）



柳の越園芸団地生産組合の設立（平成19年6月1日設立）

取組内容

高冷地気候を生かした園芸団地の形成

【営農規模】ハウス16棟

【経営体数】6戸農家

【作目】ほうれんそう、スイートピー、ミニトマト

【新規就農者の確保と効率的・計画的な営農】

- 公募により県外からのUターンを含む6戸が新規就農
- 生産組合の設立により組合員で協力した集出荷作業や資材の共同購入などを行うため、効率的・計画的な営農を実現

【地域特性を生かした作物の栽培】

- 山間地のため平地に比べて風通しが良く、病害虫による被害が少ないため品質の良い作物の生産が可能
- 標高が高く、年間を通して気温が低いいため、平地では夏場の栽培が困難な作物も年間を通して作付けでき、安定した栽培が可能



新規就農者



ほうれんそう

取組後

きっかけ

施設野菜の産地形成に向け
農用地の確保が急務

これまで諸塚村は、林業を基幹とし、椎茸、茶業、畜産（和牛）の複合経営により生活が営まれてきましたが、後継者や新規就農者が積極的に参入できる環境づくりが求められました。

Step 1 (H15~)

地域活性化構想の策定

- 農業用施設等の整備と併せ、新たな生産基盤の確保に向けた整備を検討
- 整備後の継続的な営農に向けた検討も実施

Step 2 (H18~)

基盤整備の実施

- 県営中山間地域総合整備事業により
- 2. 6haの農用地を造成
- 併せて設備を導入
- 【耐候性ハウス】
- 元気な地域づくり交付金
- 【集出荷施設、共同利用機械】
- 元みやざき園芸産地確立事業



◆ 誰がどのように・・・?

過疎化や高齢化が進行する中、農地を造成し、新たな産業を生み出すとともに、付加価値の高い産業を確立することを目的として、村とJAを中心に事業化に取り組みました。

◆ 定住に関するサポート

移住や子育てに関するサポート事業が充実しており、Uターンなどによる新規就農も安心して行えます。

Step 3 (H18~)

新規就農者の確保

- 公募により新規就農者を募集
- 県外からのUターンを含む6戸が新規就農

Step 4 (H19~)

生産組合の設立

- 効率的・計画的な営農を目的に設立
- 6戸（10名）の組合員間での連携により労働力の確保、配分が実現

Step 5 (H20~)

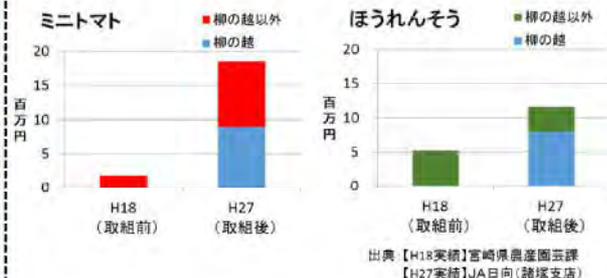
高収益作物の導入

- 高冷地気候を生かした施設野菜・花き等を栽培
- 夏場は平地では栽培が困難な作物の収穫が可能であり、他産地との差別化を実現



毎月開催する定例会と法面の維持管理の様子

販売額実績



柳の越園芸団地の取組により、村全体の販売額が大きく上昇しています。

今後の展望

将来に向けて

- ☑ 太陽光発電等の再生可能エネルギー発電施設の設置による、施設の維持管理費軽減に向けた取組の検討
- ☑ 高冷地気候を生かした高品質・高収量の品種の選定、新しい栽培技術等の積極的な導入を検討

ひなたのチカラ。

ひなた。それは漢字で書くと「日向」。
ふりかえれば、宮崎は神話の時代から
「日向」と称されてきた土地でした。

ひなたは、ゆったりした時間をつくる。
ひなたは、人柄をあたたくする。
ひなたは、太陽の恵みで豊かな食を生み出す。
ひなたは、人々に希望と活力をもたらす。

いま、この国に必要なのは、
そんなひなたのチカラだと思う。

宮崎を、日本のひなたのような存在へ。
そう願う私たちの取り組みが始まります。



◆ 問 合 せ 先 ◆

宮崎県農政水産部	農村計画課		0985-26-7125 (直通)
〃	農村計画課	畑かん営農推進室	0985-26-7129 (直通)
〃	農村整備課		0985-26-7143 (直通)
中部農林振興局	農村計画課	国営・計画担当	0985-26-7282 (直通)
南那珂農林振興局	農村整備課	計画担当	0987-23-4314 (直通)
北諸県農林振興局	農村計画課	国営・計画担当	0986-23-4514 (直通)
西諸県農林振興局	農村計画課	国営・計画担当	0984-23-4187 (直通)
児湯農林振興局	農村計画課	国営・計画担当	0983-22-1367 (直通)
東臼杵農林振興局	農村計画課	計画担当	0982-32-6137 (直通)
西臼杵支庁	農政水産課	農村計画担当	0982-72-2108 (直通)